



TRY1

下のイラストは、「はるの市」にある「さくら野商店街」周辺のまち並みです。イラストを見ながら、私たちの暮らしが憲法とどのように関わっているか、小学校や地理・歴史で学習したことを踏まえて考えてみましょう。

① 次の場面は、イラストの①～④のどれに当たるか、() に記号を入れてみよう。

- ① 国民主権(国民が国の政治のあり方を決めること)に関わる場面(→p.38) ()
- ② 平和主義(武力行使と戦争を放棄し、戦力と交戦権をもたないこと)に関わる場面(→p.40) ()
- ③ 基本的人権の尊重(すべての人が生まれながらにしてもつ権利を尊重すること)に関わる場面(→p.34, 44～63) ()



TRY2

- ① イラストから、あなたが考える困っている人や課題がある場面を探し、その具体的な内容を表にまとめてみよう。

困っている人や課題がある場面	内容
例) C2	前を歩く人のたばこの煙がかかる

- ② 対話 ① でまとめた表を周りの人と持ち寄って、より多くの課題を探してみよう。

イラストから、私たちの暮らしと憲法の関わりや社会の課題を見つけることができましたか。2部1章では、私たちの権利を保障する憲法について学習します。下の「1章の問い」を通して、学びを深めていきましょう。



1章の問い 民主的な社会をつくるために、私たちはどのように憲法をとらえ、考えていくべきなのだろうか。



→ p.71で振り返ろう



1章の問い 民主的な社会をつくるために、私たちはどのように憲法をとらえ、考えていくべきなのだろうか。

第1節 民主主義と日本国憲法



1節の問い 民主社会では、なぜ法に基づく政治が大切なのだろうか。



私たちを守る国家権力

警察は私たちの安全な生活や社会の秩序を守るために、地域のパトロール、防犯活動、犯罪捜査、交通安全活動、災害・テロへの対策などを行っています。

←1 祭りの交通整理を行う警察官(東京都台東区、2022年)

対話 警察はどのような役割を果たしているのだろうか。

1 民主主義と立憲主義



立憲主義とはどのようなしくみで、それを実現していくためにはどのような取り組みが必要なのだろうか。

国家権力とは

私たちの周りには、よりよく生きるためのきまりがたくさんあります。ほかの国を侵略しない、ほかの人の体を傷つけたり財産を奪ったりしない、警察署・消防署・学校などを支えるために公平に税金を出し合う、貧しい人や

病気になった人を助けるしくみをつくるなどのきまりがあります。

たくさんの方が納得してできたきまりなら、多くの方はそれを守りますが、わがままを通すために、大事なきまりを破ろうとする人もいます。そこで、人々の自由を制限して、きまりを守るよう強制する力が必要になります。人に何かを強制する力を**権力**といい、国家が国民に強制する力を、**国家権力**といいます。

私たちの自由は、何よりも尊重されなくてはなりません。しかし、私たちの生活にとって欠かせない大事なきまりを人々に守らせるため、国家権力はなくてはならないものです。

民主主義の考え方

国家権力を、濫用せず、よりよく使うには、どうすればよいでしょうか。

何かを判断するとき、一人ひとりの能力は限られています。多くの人が決定に参加すれば、それぞれがもつ多様な情報や知識を生



↑2 オンラインによる生徒総会 学校における自分たちに関わる問題を話し合い、決定を行う生徒会は、私たちの身近な社会で行われている民主主義とすることができます。

あなたの国が、あなたのために何ができるかを問わないでほしい。あなたが、あなたの国のために何ができるかを問うてほしい。

↑3 ケネディ大統領による就任式での演説(アメリカ、1961年) 民主主義のあり方に基づき、受け身ではなく積極的に社会に関わることの大切さを訴えました。見方・考え方

文化祭に向けて、クラスの出し物を何にするか、クラス全員で話し合ったところ、お化け屋敷、カフェ、演劇の3案に絞られました。そこで、多数決を行ったところ、結果は右のようになりました。



【出し物の第一候補】

お化け屋敷…17人
カフェ…10人
演劇…8人



生徒Aの意見

もう話し合いは尽くしたので、1回の多数決の結果で決めたらよい。



生徒Bの意見

お化け屋敷が最多だったが、過半数ではないから、お化け屋敷とカフェでもう一回決選投票をしたらよい。



生徒Cの意見

多くの意見を反映できるように、第二候補の意見も聞いて、第一候補と第二候補の合計で決めたらよい。



- Q ① 出し物の候補3案について、第一候補と第一候補でない生徒の人数を右の表にまとめてみよう。
- Q ② 生徒A～Cの意見を参考に、どのような決め方がよいか、効率や民主主義の考え方を踏まえながら考えてみよう。
- Q ③ ②について、周りの人と意見交換をしてみよう。

出し物	第一候補	第一候補でない
お化け屋敷	人	人
カフェ	人	人
演劇	人	人

かせます。多数決を上手に使えると、少数の人が間違った決定をしようとしたとき、ほかの多くの人がそれを正せます。また、決定に参加した人は、たとえ自分の思いどおりの決定にならなかったとしても、それを受け入れようという気持ちになりやすいでしょう。

- 5 そこで、国家権力を適切に行使するために、すべての国民が決定に参加すべきだという考え方が生まれました。これが民主主義です。また、それに基づく政治を、民主政治といいます。

立憲主義の考え方

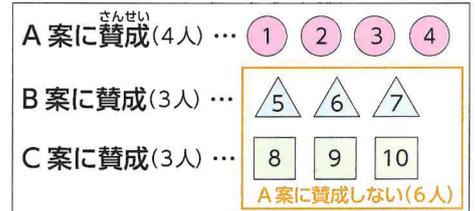
民主政治の下では国民全員が政治に参加するので、国民の多くが苦しむような決定はされにくくなります。

- 10 しかし、特定の職業の人にだけ重い税金を課すなど、少数派の権利を侵害する決定を防ぐのが困難な場合もあります。また、選挙で選ばれた大統領や議会の多数派が、軍隊や警察を使って反対派・少数派を弾圧し、独裁や戦争を始めることもあります。

- 15 かつて、国家のそうしたあやまちを経験したことで、国家の人権侵害を禁止し、独裁や戦争を防ぐためのしくみを盛り込んだきまりが必要だと考えられるようになりました。そのきまりを憲法といい、国家権力の濫用を防ぐために憲法が必要だという考え方を立憲主義といいます。民主主義と立憲主義は、国家権力を正しく使うために、とても重要な考え方なのです。

解説 多数決

多数決は多くの人の意見を反映できます。しかし、案のつくり方によっては、過半数の意見が結果に反映しないこともあります。話し合いを全くせずに決議すると、勘違いが正されなかったり、少数意見の尊重がされなくなったりします。また、個人の自由を任せるべきことを多数決で決めてはなりません。



↑4 多数決の問題点 10人のうちA案に4人、B案に3人、C案に3人が賛成しています。この場合、最も賛成の多い意見を採用すればA案になりますが、A案に賛成しない人の数は賛成する人より多くなります。

✓ 国家権力とはどのような力か、本文から書き出してみよう。

説明しよう 国家権力をよりよく正しく使うために重要な考え方について説明してみよう。

①人権思想の初期

1215年 マグナ
カルタ(イギリス)
貴族の権利を国王
に認めさせた。

1628年 権利請
願(イギリス)
課税には議会の同
意が必要とした。

1689年 権利章典(イギリス)
都市の限られた富裕層である
臣民の自由を保障し、議会で
基づく政治を確認した。



ロック(イギリス、
1632～1704)
人間は生まれながらに、生命・自由
などの権利をもっている。
『統治二論』



モンテスキュー(フラン
ス、1689～1755)
専制政治を防ぐには、司法、立法、行政の権力の分立(三権分立)が必要だ。
『法の精神』



ルソー(フランス、
1712～78)
自由・平等を実現するためには、人民が
主権をもつ共同体をつくるべきだ。
『社会契約論』

1776年 アメリカ独立宣言(アメリカ)

基本的な人権の保障、国民主権を宣言した。

われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の尊厳がたい天賦の権利を付与され、そのなか
に生命、自由および幸福の追求の含まれることを信ずる。

1789年 フランス人権宣言(フランス) → p.242

基本的な人権の保障、国民主
権、権力分立を定めた。

第1条 人は、自由かつ権利
において平等なものとして出生
し、かつ生存する。(略)

第3条 あらゆる主権の原理
は、本質的に国民に存する。
いづれの団体、いづれの個人
も、国民から明示的に発するも
のでない権威を行ない得ない。

→ 1 フランス人権宣言を記
した板絵



2 人権保障と
法の支配

1節の問い 民主社会では、なぜ法に基づく政治
が大切なのだろうか。



学習課題

人権保障は、どのような歴史過程をたどりながら実現してきた
のだろうか。

基本的人権とは

現代の日本で暮らす皆さんは、理由もなく逮捕されない、好きな本を読める、小学校や中学校で勉強できる、といったことを当たり前と思うでしょう。しかし、昔は、必ずしもそうではありませんでした。では、なぜ私たちは、自由で豊かな生活ができるようになったのでしょうか。

それは、理由なく逮捕されない権利、表現の自由、差別されない権利などが、すべての人が生まれながらにしてもつ権利である人権(基本的人権)として、保障されるようになったからです。

人権の歩み

歴史を振り返れば、過酷な刑罰が科された人、奴隷の身分に置かれた人など、人権を奪われた人がたくさんいました。数々の犠牲を経て、市民革命以降、イギリスの権利章典(1689年)、フランス人権宣言(1789年)など、保障されるべき人権を明記した人権宣言が出されるようになりました。現在、多くの国では、憲法に具体的な人権を明記して、国民に権利を保障しています。

さらに、人権は、国境を越えて地球上のすべての人に保障すべき普遍的な権利です。そこで、20世紀に入ると、国際連合で、世界

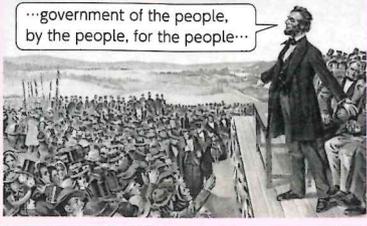


↑ 4 フランス革命前(上)と後(下)の税負担を表す挿絵 小地歴 資料活用 フランス革命前後で税の負担者はどのように変化したか考えてみよう。

1863年 リンカン大統領のゲティスバーグでの演説(アメリカ)

「人民の、人民による、人民のための政治」と演説し、民主主義の理念を表明した。

…government of the people, by the people, for the people…



←2 リンカン大統領の演説

1919年 ワイマール憲法(ドイツ)

労働者など弱い立場の人の権利を守る社会権の考え方を初めて盛り込んだ。

第151条(1) 経済生活の秩序は、すべての者に人間たるに値する生活を保障する目的をもつ正義の原則に適合しなければならない。この限界内で、個人の経済的自由は、確保されなければならない。



←3 憲法制定国民議会

1948年 世界人権宣言(国際連合) → p.239

世界全体で人権を保障しようとした。

第1条 すべての人間は、生れながら自由で、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心を授けられており、同胞の精神をもって互に行動しなくてはならない。

1889年 大日本帝国憲法(日本、発布)

→ p.36, 235

第1条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第29条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス

1946年 日本国憲法(日本、公布) → p.37, 225

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

[岩波書店「人権宣言集」]

対話 人権はどのように獲得されてきたのだろうか。

人権宣言(1948年)が採択され、人種差別撤廃条約(65年)、国際人権規約(66年)、女子差別撤廃条約(79年)、児童(子ども)の権利に関する条約(89年)など、たくさんの国が参加する国際的な人権条約も結ばれました。

条約	採択年
難民条約(→ p.193, 241)	1951(81)
人種差別撤廃条約	1965(95)
国際人権規約	1966(79)
女子差別撤廃条約	1979(85)
児童(子ども)の権利に関する条約(→ p.57)	1989(94)
障害者の権利に関する条約(→ p.185)	2006(14)

※()内の年次は日本が批准した年

また、人権の内容も広がっていきました。人権の考え方が生まれた当初は、信教の自由や表現の自由など、自由権が強調されていましたが、19年のドイツのワイマール憲法以降、教育や社会保障を受ける権利などの社会権が盛り込まれるようになりました。

法の支配とは 誰にでも平等に適用される明確なルールに基づき権力を行使することを法の支配といいます。

例えば、「自動車をもっている人は税金を納める」というルールをつくって、公平に税を集めます。これに対して、例えば、国王が「この人は友達だから税金は納めなくていい」などと、権力者が自分の好みや利益のためだけに権力を行使することを人の支配といいます。

国家が、それぞれの国民を一人の人間として尊重し、人権保障を実現するためには、法の支配が欠かせません。法の支配を実現するには、国民の代表が集まる議会で平等で明確な法をつくるしくみが必要です。人権を実現するには、ただ宣言するだけでなく、それを形にする制度や工夫も必要なのです。

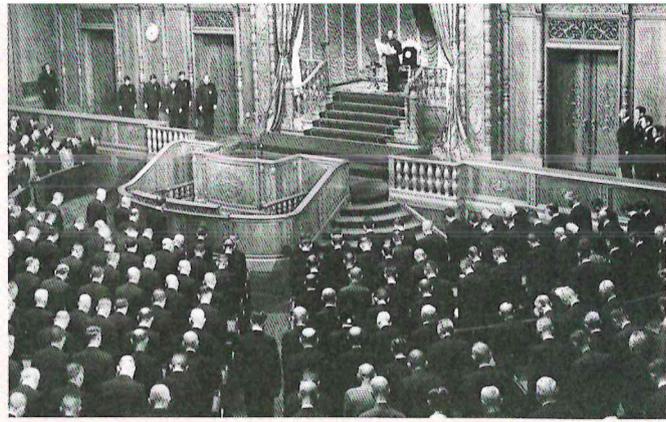
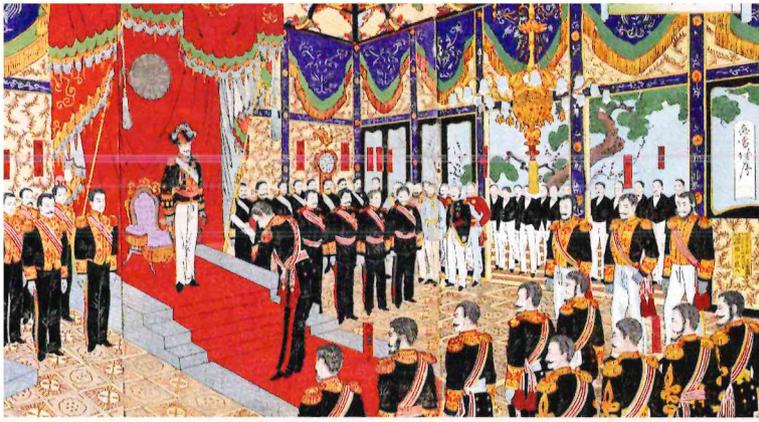
人権に関する主な条約



人の支配(左)と法の支配(右)

見方・考え方 資料活用 国王と法の関係に着目して、違いを考えてみよう。

- 基本的人権とはどのような権利か、本文から書き出してみよう。
- 法の支配を実現するために必要なことについて説明してみよう。



↑1 大日本帝国憲法発布式(1889年) 小地歴

↑2 日本国憲法公布記念式典(1946年) 小地歴

1では、壇上の明治天皇が、当時の内閣総理大臣である黒田清隆に憲法を授ける様子が描かれています。大日本帝国憲法は、天皇が定めて国民に与える欽定憲法であったため、このような形式になっています。

2では、貴族院本会議場で開かれた記念式典で、昭和天皇によって勅語が読み上げられています。勅語には、「本日、日本国憲法を公布せしめた。(中略)朕は、国民と共に、全力をあげ、相携へ(え)て、この憲法を正しく運用し、節度と責任とを重んじ、自由と平和とを愛する文化国家を建設するや(よ)うに努めたいと思ふ(う)。」とありました。

対話 上の2枚の資料にはどのような違いが見られるだろうか。

3 日本国憲法の成立と特色

1節の問い 民主社会では、なぜ法に基づく政治が大切なのだろうか。

1 この時投票できた人は、直接国税を15円以上納めている満25歳以上の男性に限られており、全人口の約1%の人しか投票できませんでした。



↑3 日本国憲法施行を祝って走る花電車(東京都中央区、1947年) 日本国憲法の制定を記念して、各地でさまざまな式典が開かれました。日本国憲法施行の翌日の5月4日、都内では新憲法の施行を祝う飾りつけをした花電車が運行され、多くの見物客が集まりました。

学習課題 日本国憲法にはどのような特色があるのだろうか。

大日本帝国憲法

明治政府は、日本にも立憲主義と民主主義を取り入れるため憲法案を作成しました。それらは1889(明治22)年2月11日に、大日本帝国憲法として発布されました。大日本帝国憲法は、貴族院と衆議院からなる帝国議会を設置し、衆議院の議員は国民が選挙しました。また、国民の人権は、法律の範囲内という制限が付きながらも「臣民の権利」として保障されました。こうして人権保障や民主主義が発展しました。

しかし、法律をつくったり、政府や軍を動かしたりする統治権はすべて天皇のもので、帝国議会は法律や予算に同意する権限をもつだけでした。また、帝国議会が治安維持法など人権を侵害する法律に賛成したこともあり、1930年代になると、軍の政治への影響力が強まり、人権保障と民主主義は大きく後退しました。

日本国憲法の制定

第二次世界大戦末期、連合国は、日本に降伏を求めるポツダム宣言を出しました。この宣言は、人権保障と民主主義の復活・強化も求めています。

1945(昭和20)年、日本はポツダム宣言を受け入れ、人権保障を確立し、民主主義を復活・強化するため、憲法改正の作業を進めま

大日本帝国憲法		日本国憲法
1889(明治22)年2月11日発布	発布・公布	1946(昭和21)年11月3日公布
1890年11月29日	施行	1947年5月3日
欽定憲法(天皇が定める)	性格	民定憲法(国民が定める)
天皇主権/元首	主権/天皇の地位	国民主権/日本国・日本国民統合の象徴
「臣民の権利」として法律の範囲内で認められる	国民の権利	基本的人権の尊重
(男子の)兵役、納税、(教育)	国民の義務	普通教育を受けさせる、勤労、納税
天皇の協賛機関	国会	国権の最高機関、唯一の立法機関
各大臣は天皇を助けて政治を行う	内閣	国会に対し連帯して責任を負う(議院内閣制)
天皇の名において裁判を行う	裁判所	司法権の独立
軍が通常の行政から独立(天皇の統帥権)	軍隊	もたない(戦力の不保持、平和主義)
規定なし	地方自治	地方自治の本旨に基づく
勅命により、帝国議会で議決する	憲法改正	国会が発議し、国民投票を行う

↑4 大日本帝国憲法と日本国憲法 **資料活用** 国民の位置づけの違いに着目しよう。

公民プラス+ 世界の憲法

憲法はその国のあり方を示しています。そのため、国によって特色ある内容が定められています。

中華人民共和国



(第1条) 社会主義国家である

イラン



(第12条) 国教をイスラム教とする

↑5 世界の憲法の例

した。当時の日本政府は、連合軍総司令部(GHQ)の案を基礎に、憲法改正案をつくりました。帝国議会はそれを約3か月にわたって審議し、一部修正のうえ、大日本帝国憲法の改正手続を経て、日本国憲法として制定しました。このときの帝国議会には、日本初の男女普通選挙で選ばれた衆議院議員も参加しています。日本国憲法は1946年11月3日に公布、翌47年5月3日に施行されました。

日本国憲法の三大原理 日本国憲法は、大日本帝国憲法が天皇に強い権限を与えて、民主主義を制限したことを反省

し、第1章で、天皇を国の「象徴」としたうえで、国民主権を宣言しました。また、戦争の悲惨さと、軍が政治に強い影響を及ぼしたことを踏まえ、第2章では、戦争を放棄し、平和主義を規定しました。さらに、第3章では、法律によっても侵害してはならないものとして「基本的人権」を厚く保障しました。この国民主権・平和主義・基本的人権の尊重は、憲法の三大原理とよばれます。

憲法第4章以下は、権力の分立を定め、国会が法律をつくったり、内閣が政府を動かしたりするしくみを定めています。そのなかには、すべての国会議員を国民が選挙すること、法律が基本的人権を侵害していないか裁判所が審査することなど、日本国憲法の三大原理を実現するためのしくみがたくさん規定されています。

p.30-31 **〈学習の前に〉** を振り返る 選挙演説(A-1)、慰霊碑(E-3)、小学校(D-1)



↑6 日本国憲法公布の詔書 詔書は天皇が国事行為について発する公的書類です。

前文		第6章 司法	76~82条
第1章 天皇	1~8条	第7章 財政	83~91条
第2章 戦争の放棄	9条	第8章 地方自治	92~95条
第3章 国民の権利及び義務	10~40条	第9章 改正	96条
第4章 国会	41~64条	第10章 最高法規	97~99条
第5章 内閣	65~75条	第11章 補則	100~103条

↑7 日本国憲法の構成

確認しよう 日本国憲法の三大原理を、本文から書き出してみよう。

説明しよう 日本国憲法の三大原理を実現するための具体的なしくみを説明してみよう。



日本国憲法
 第41条
 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。
 第26条②
 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法
 第5条④
 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

義務教育諸学校の教科用図書に関する法律
 第1条
 義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。

私たちの学校へ

↑ **1** 教科書を受けとる中学生 それまで有償であった小中学生用の教科書は、1962年に成立した法律に基づいて、無償で支給されるようになりました。

🗨️ **対話** 🗨️ なぜ教科書は無償で配られているのだろうか。

4 日本国憲法における国民主権

1節の問い 民主社会では、なぜ法に基づく政治が大切なのだろうか。



↑ **2** 『あたらしい憲法のはなし』の三大原理に関する挿絵 『あたらしい憲法のはなし』は1947年に当時の文部省が発行し、52年3月まで使われていた、中学校1年生用の社会科教科書です。日本国憲法について、易しい言葉で解説しています。 **小地歴**

学習課題 国民が主権をもつとはどのようなことなのだろうか。

国民主権

国内における**主権**とは、国家における最終的な意思決定を行う**権力**です。日本国憲法は、日本の主権は日本国民がもつという**国民主権**を採用しています。ただ、国民主権といっても、あらゆることを国民投票で決めるわけではありません。国民の意思は主権者である国民が制定した憲法により示されていますから、憲法にのっとりて国の活動を進めることが、国民の意思に従うことになるのです。

例えば、皆さんが中学校で使う教科書の代金は、国が税金で負担しています。これは、1962年に国会がつくった法律に基づいています。国会に法律を制定する立法権を与えたのは、憲法ですから、教科書無償化ももとをたどると、主権者国民の意思に基づくといえます。

国民の意思を政治に反映する

日本国憲法には、国民の意思を政治に反映するしくみも、多く規定されています。

まず、憲法は、国会議員や大臣、裁判官など、国家権力を行使する者を、すべて国民が直接または間接に選ぶことにしています。国民は国会議員を選挙し、その国会議員が首相を選びます。首相が大臣を選び、首相と大臣でつくる内閣が、国会が法律で定めた基準や

アクティビティに挑戦

政治参加の方法を考えよう

見方・考え方

世論に関心をもつ 投票する 行政に意見を送る 議論に参加する

議会を傍聴する 議員に立候補する

Q ① ③を参考に中学生でもできる政治参加の方法を考えてみよう。

Q ② ①について、周りの人と意見交換をしてみよう。

← ③ 国民による政治参加の例



↑ 4 内閣総理大臣の任命 (2021年)

6条	内閣総理大臣の任命 最高裁判所長官の任命 憲法改正、法律、政令、条約の公布 国会の召集 衆議院の解散 国会議員の総選挙の施行を公示
7条	国務大臣その他の官吏の任免並びに全権委任状・大使・公使の信任状の認証 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除および復権の認証 栄典の授与 批准書・外交文書の認証 外国の大使・公使の接受 儀式を行う

↑ 5 天皇の国事行為に関する憲法規定

試験に基づき、裁判官や官庁の公務員を任命したり指名したりします。

また、憲法は、国民が政治を自由に議論し批判できるよう表現の自由を保障したり、国民の意思に反して権力を使った内閣を総辞職させたり、裁判官を辞めさせたりするしくみを定めています。

- 5 そして、憲法の内容を決めるのは、主権者である国民自身です。このため、憲法改正には国民投票による承認が必要とされます。

象徴天皇制

日本国憲法の制定により、日本国の主権者は国民になりました。それでは、それまで主権者

だった天皇の地位はどうなったのでしょうか。憲法1条は、天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」だと定めています(象徴天皇制)。これは、天皇が象徴という特別な役割を果たすことを宣言する規定というよりも、主権が国民に移った結果、天皇は象徴の地位をもつだけになったことを宣言する規定です。

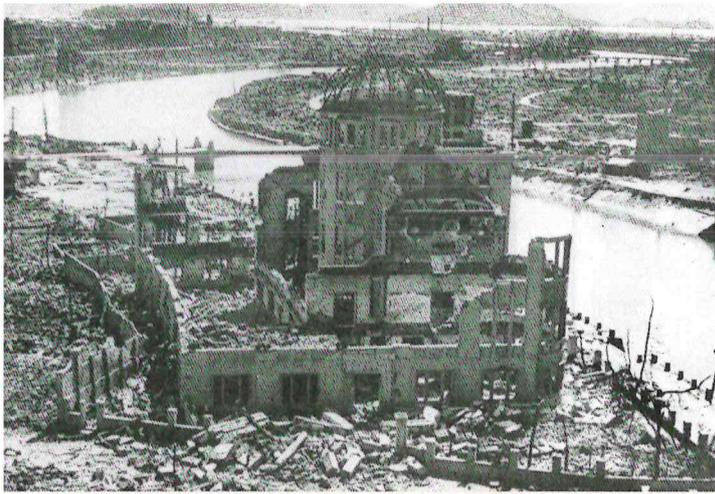
- 15 日本国憲法の下では、天皇は国の政治を行う権限を一切もたず、国事行為とよばれる形式的・儀礼的な行為をします。すべての国事行為には内閣の助言と承認が必要で、内閣がその責任を負います。大日本帝国憲法の下で、一部の軍人・警察や政治家が天皇の名を利用して権力を濫用したことを反省し、国会に責任を負う内閣を通じて、天皇の国事行為を国民全体で管理することにしました。



↑ 6 台風の被災地へ訪問され、被災者と言葉を交わされる天皇、皇后両陛下(福島県、2019年) 天皇は国事行為のほかに、災害の被災地への訪問や国会開会式での「おことば」、式典への参加など、さまざまな機会において、象徴としての意義を国民の前に示しています。また、外国への公式訪問などで国際親善にも重要な役割を果たしています。

国民主権とはどのようなことか、確認しよう 本文から書き出してみよう。

日本国憲法で国民主権が定められている意義について、法の支配の考え方を踏まえて説明してみよう。



↑ 1 原爆投下直後の原爆ドーム(1945年) **小地歴**

↑ 2 広島平和記念式典(2016年)

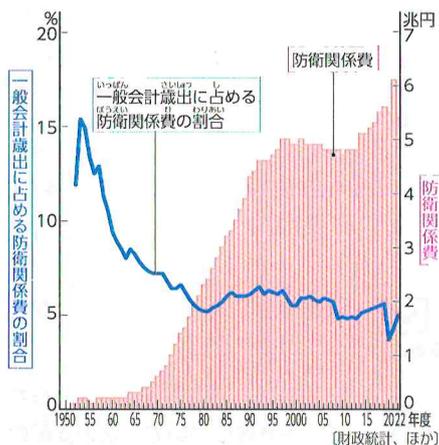
広島市では原爆が投下された8月6日に、平和のための式典が開かれます。1996年には、戦争や核兵器の惨禍を後世に伝える建造物として、原爆ドームがUNESCO(→p.189)の世界文化遺産に登録されました。

🗨️ **対話** 原爆ドームはどのような理由から世界文化遺産に登録されているのだろうか。

5 日本の平和主義

1節の問い 民主社会では、なぜ法に基づく政治が大切なのだろうか。

① 核兵器を「もたず、つくらず、もち込ませず」という原則。1967年に当時の佐藤栄作首相が国会答弁で述べました。国会では71年に決議されました。



↑ 3 防衛関係費の推移



学習課題

日本国憲法では、平和主義をどのように定めているのだろうか。

憲法9条に 込められた決意

日本は、第二次世界大戦中、アジアや太平洋の国々に多大な戦禍を与えると同時に、国内においても、全国各地での空爆、沖縄での地上戦、二度の原爆投下など、大きな被害を出しました。これらを踏まえて、日本国憲法の前文では「再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」と宣言しました。さらに、9条では、国際紛争を解決するための武力行使と戦争を放棄するとともに、それらの放棄を達成するため、戦力と交戦権をもたないことを規定しました。この平和主義の規定は、日本の国家権力に向けたものであると同時に、武力行使に関する日本の立場を海外に向けて示す外交宣言でもあります。

平和主義に基づき、政府は、非核三原則や防衛費の抑制などの政策を採用し、第二次世界大戦後は、他の国を武力で侵略することも、他の国から武力攻撃を受けることもありませんでした。将来に向かって、憲法9条をどのように位置づけ、平和のためにどのような努力をすべきかは、国民全体で考え続けるべき課題です。

憲法9条と 自衛隊

憲法は、平和に生きる権利や生命・自由に関わる権利を国民に保障する一方で、9条で軍と



ワークシートなど

学習
課題

1節では、より多くの人の意見を反映できる方法として多数決があることを学習しました。また、民主主義では、一部の人のみだけでなく社会のすべての人が決定に参加すべきだということも学習しました。多数決のあり方や民主主義を考えるうえで大切なことは何か考えてみましょう。

1 多数決で決めてよいことか考えよう

民主主義では、すべてのことを多数決で決めてよいのでしょうか。下の事例①～⑥について、多数決で決めてよいことか、決めるのにふさわしくないことか考えてみましょう。

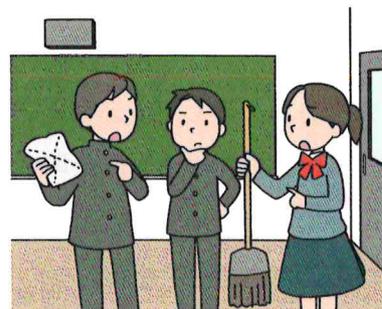
①文化祭のクラスの出し物



②それぞれの生徒の委員会活動



③教室の掃除当番



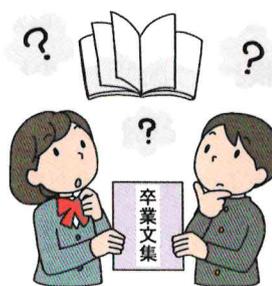
④それぞれの生徒の昼休みの過ごし方



⑤それぞれの生徒の進路



⑥卒業文集に載せる内容



TRY1

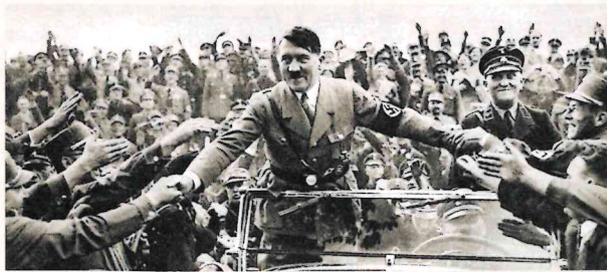
- ①上の事例①～⑥について、多数決で決めてよいことか、決めるにはふさわしくないことか、理由とともに考えてみよう。
- ②対話 ①について、周りの人と意見交換をしてみよう。
- ③多数決で決めるにはふさわしくないことはどのようなことか。①、②で考えたことを踏まえて、人権に着目しながら考えてみよう。

①は決定する具体的な内容も想像しながら考えてみましょう。

見方・考え方

民主主義における多数決のあり方について考えてみよう。





↑1 群衆から支持を得るヒトラー (1933年)

1933年、ナチ党を率いるヒトラーは、首相に任命されると、巧みな演説で人々の賛同を集めていきました。一方、有力政党への弾圧を行い、最終的に国会の単独過半数を得ます。そして、ナチ党以外の政党をすべて解散させ、ワイマール憲法を事実上停止させまし

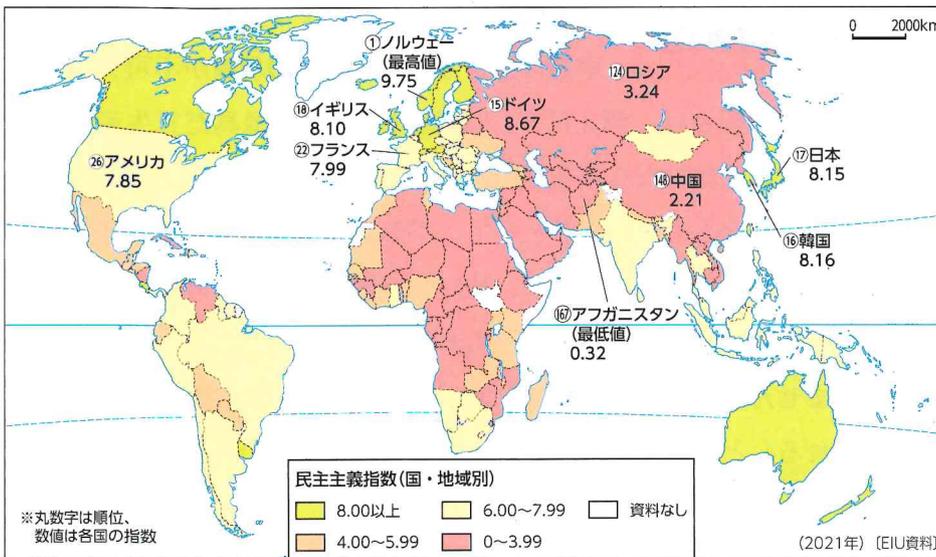


↑2 議会で演説後、敬礼を受けるヒトラー (1940年)

た。また、多くのユダヤ人を迫害して死に追いやりました。ヒトラーは、国民の多数の支持を背景に、国政に関するさまざまな権力を握って独裁者となっていました。

2 民主主義の実現について考えよう

日本は民主主義が進んだ国といえるでしょうか。民主主義であるかどうかを測るにはさまざまな基準や観点があります。どのような状態であれば民主主義が実現しているといえるか考えてみましょう。



←3 民主主義指数 各国・地域の民主主義の水準を、「選挙過程と多元性」「政府の機能」「政治参加」「民主的な政治文化」「人権擁護」の5観点から10点満点で評価し、総合指数を出しています。2021年の調査では167の国・地域のうち、日本は17位でした。地図帳活用

民主主義を実現するためのしくみについてはこれらの学習でも深めていきます。



TRY2

- 民主主義指数が高い国、低い国はそれぞれどのような地域に多いか、3から考えてみよう。
- 民主主義が実現されるうえで、あなたが必要だと思う事柄をクラゲチャートに書いてみよう。
例) 自由に意見が言える
- 対話について、周りの人と意見交換をしてみよう。

